

四日市港管理組合競争入札におけるくじの方法について

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者（事後審査方式の場合は落札候補者の順位）を決定します。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

上記くじの方法は、抽選機（回転式抽選機の中に入れた複数の抽選玉から1つだけが無作為に取り出すもの。）により、以下のとおり予備抽選、本抽選を行い、落札者（事後審査方式の場合は落札候補者の順位）を決定します。

なお、抽選玉には算用数字を記入しています。（6、9、16、18、19等には、判別する目印として下線を引いています。）

【予備抽選】（本抽選のくじ番号を決める抽選）

- 1 入札担当者は、落札価格と同価の入札者の受付番号と同じ数字の玉を抽選機に入れます。
 ※一般競争入札の受付番号は、当該入札案件の競争参加資格確認申請書を提出した早い順に番号を決定し、最も早い申請者を受付番号「1」とし、順次、1を加えた受付番号とします。

※指名競争入札の受付番号は、管理組合が決定した受付番号とします。

- 2 抽選人は、抽選機により入札者のくじ番号を決めます。
 （引いた抽選玉数字と同じ受付番号をくじ番号「1」とし、下記例のとおりくじ番号「2」以降を決定します。）

※予備抽選の抽選人は、当該入札事務に関係のない職員とします。

（例）事後審査方式で入札者6者のうち落札価格と同価の入札者が4者だったの場合

受付番号「1」「3」「4」「5」が同価なので、「1」「3」「4」「5」の抽選玉を入れます。

予備抽選の結果「4」の抽選玉が出た場合は、受付番号4の「D社」がくじ番号「1」となり、くじ番号「2」は次順の受付番号5の「E社」となり、くじ番号「3」は受付番号1に戻り「A社」、くじ番号「4」は受付番号3の「C社」となります。

受付番号	入札者名	落札価格 と同価	予備抽選で抽選 した数字	くじ番号
1	A社	○		3
2	B社	×	—	* * * * *
3	C社	○		4
4	D社	○	4	1
5	E社	○		2
6	F社	×	—	* * * * *

【本抽選】（落札者（事後審査方式の場合は落札候補者の順位）を決める抽選）

- 1 入札担当者は、本抽選を行う入札者数に「10」を加えた数の玉を抽選機に入れます。
- 2 入札担当者は、「落札者（事後審査方式の場合は落札候補者の順位）を抽選する旨」を開札立会人に告げます。
- 3 くじ番号「1」の抽選人から、順次、抽選機により抽選を行います。抽選した数字が最も小さい方を落札者と決定します（事後審査方式の場合は、抽選した数字の小さい順により順位を決定し、最も数字の小さい方を落札候補者の順位「1」とし、順次、1を加えた順位とします。）。

※本抽選の抽選人は、入札者又は当該入札事務に関係のない職員とします。

（例）【予備抽選】（例）の続き

「1」から「14」の抽選玉を入れます。

くじ番号1の「D社」が「8」、くじ番号2の「E社」が「2」、くじ番号3の「A社」が「5」、くじ番号4の「C社」が「12」となった場合は下表のとおりとなります。

受付番号	入札者名	落札価格 と同価	くじ番号	本抽選で抽選 した数字	落札候補者 順位
1	A社	○	3	5	2
2	B社	×	*****	*****	*****
3	C社	○	4	12	4
4	D社	○	1	8	3
5	E社	○	2	2	1
6	F社	×	*****	*****	*****

【記録】

入札担当者は、くじ記録用紙を作成し、抽選の記録を行うこととします。

また、開札立会人は、くじ記録用紙に署名することとします。

【その他】

1回の抽選において、2つ以上の玉が出た場合は、最初に出た玉を有効とします（後に出た玉は、抽選機に戻します。）。

また、前後の判別ができない場合は、全ての玉を抽選機に戻し、全ての抽選が終了した後、再度、該当する抽選人の抽選を行います。

この方法は、平成25年4月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる案件から適用します。